

經濟論叢

第105卷 第4・5・6号

經濟學部創立50周年記念號 1

勞働力創出要因としての高蓄積……………島	恭彦	1
マルクスの国際価値論……………松井	清	31
ドイツ・ファシズムの社会的基盤……………大野	英二	50
イギリス労働組合運動と「労働者管理」……………前川	嘉一	79

昭和45年4・5・6月

京都大學經濟學會

イギリス労働組合運動と「労働者管理」

——その一断面——

前 川 嘉 一

I はしがき——生産点における組合管理機能¹⁾——

現代高度社会の形成に至る社会・経済発展は、不均等性を伴いつつも生産力の拡大を実現してきた。その過程では生産方式の革新化がすすみ、したがって、労働態様の変容を生ずるものでもあった。かかる発展を通じて、巨大企業が生れ寡占体制が構築されてきた。

この経済体制の変化に対応して、労働組合も非独占段階の一般的形態であった職能別組合から、産業別組合への発展を促されてきた。それはまた、Closed Union から Open Union への発展方向でもあった²⁾。産業別組合の形成によって、労働組合は全国的統一交渉を確立し、産業別に労働条件の一般的基準を統一的に確定する上で、組合は組織・機能から有効性をもつことができるようになったが、しかし、その反面、コール (G. D. H. Cole) も指摘するように、「特殊な職場に起こる個々の労働者に直接関係のある特殊な問題をうまく処理するとはいえない。そればかりでなく、労働組合は実際の運営について門外漢であって経営者に対して圧力をかけることはできるが、経営の内部で積極的な役割をもつことができない³⁾」という欠陥を生みだすものであった。

資本主義生産体制の不均等的な発展は、企業、工場レベルでの格差を具体的に条件づけるものであり、そしてそれぞれの段階で資本の賃労働に対する統轄、

1) 拙稿、高度社会における労働組合の役割、「季刊労働法」第73号所収、1969年9月参照。

2) H. A. Turner, *Trade Union Growth, Structure and Policy*, 1962.

3) G. D. H. Cole, *The Case for Industrial Partnership*, 邦訳、16ページ。

機能が具体的に展開されるだけに、これに対する労働者の組織的対応は、産業別組合の、いわゆる全国的統一交渉機能のみをもってしては対処できない。ここに現代労働組合の産業別組合としての弱点を、補完すべき問題点が明らかになってきた。

この意味において、労働組合は工場、職場の、いわゆる生産点をその産業的機能の射程距離内にいかに収めるか、という方向で、その機能の拡大乃至充実を図ることが必要となった。

労働組合は組織の肥大化に伴って、交渉機能もまた中央集権化したため、組合内民主主義の形骸化、組合自治も官僚体制化の傾向を生じ易く、工場、職場の、いわゆる生産点においての組合機能を欠落するという結果に陥入りがちとなった。これは、前述した使用者側の労務官理の強化を考えると、労使関係における労働組合の地位の相対的低落にほかならない。これを同じ G. D. H. コールはつぎのように述べている。

すなわち、「現在の条件のもとでは、われわれは大部分の時間を自分たちがその作製に参加していない上からの命令を実行するのに当てている。この命令が非常に不公正であると考えられる場合は、集団抵抗によって消極的にその内容をチェックすることはできる。しかし、命令そのものを作ることに對しては労働者はなんの役割をも持っていない。現在、労働生活の諸条件を決める上でわれわれの持っている力の実体は、本質的に消極的なものであり『かくあるべし』といった積極的な決定を行なうなんらの権利を持っていない」と。

たしかに、産業の高度化は、新たな生産技術の導入によって、企業の巨人組織化、労働態様の変更、それは労務管理体系の強化を伴ない、労働者に労働諸条件の低下を招く決定的に重要な影響をおよぼしてきた。それにもかかわらず、労働者が、何らそれらの諸力に対抗して、拒否を含んだ積極的対抗ができず経営者の、いわば専一的支配管理のもとでその変更を受け入れざるを得ず、僅かに消極的に対抗するにすぎなかった。これは、いうまでもなく、既成労働組合

4) *Ibid.*, 邦訳, 12ページ。

支配が資本の賃労働規制に対して有効な規制機能をもたなかったからである。ここに、労働組合が、工場、職場の生産点段階で、自らの管理機能をもつことが問われなければならない事情がある。

その職場管理は、職場規律について労働者が直接これを検討し、拒否乃至変更しうることを、また管理者任命などの権利をもつといった内容になるかは検討すべきことにしても、労働者の自発的管理の確立が職場を基礎にして、工場、企業、産業の各レベルにおいて、他方、地方から全国的に拡大して構築されていくことが問題となる。すなわち、労働者の生産と経営への参加介入によって、使用者の専一的決定権限を規制し、これを生産点から全国的産業段階まで拡大する、いわば、産業社会での民主主義の追求という方向で、労働者の要求の社会化を図って労働者の社会的平等性を産業領域においても確立していくことが考えられる。

以上は労働組合の産業的機能の拡充という方向で生産点の問題所在をみたが、同じことが政治的機能の上からも論ぜられよう。すなわち、労働組合は政治的機能の1つの側面を労働諸条件の法的規制におき、いま1つを組合の権利確保において、政党と協力関係を保ちつつ、これらを追求してきた。とはいえ、それは生産点次元から遊離しがちのものである。労働者への圧迫が「経済」と「政治」の統合された諸政策の具体的展開が、個々の労働者に、生産点において直接影響を与え、そこから生ずる労働者の政治的諸要求を、政党とは別に、組合次元で消化するとすれば、当然生産点での組合機能にこれに関わらしめねばならない。

では、労働組合の産業的機能と政治的機能の職場段階でどのような政策において統合するか、果してそれは現実的可能性をもつものであるか。このような視点から労働組合の生産点におけるところの管理機能が問題視されることになる。

労働組合が「労働者管理」(Workers' Control)を指向したのは、独占確立期の時点であった。その始点における「労働者管理」の内容をみることは組合の自発的管理機能の検討の上で必要であると考ええる。この意味で、本稿はイギリス

労働組合が、第1次大戦中の「労働不安」状況のもとで Workers' Control を指向した運動を、「クライドの反抗」(Revolt on the Clyde) を中心に社会思想との関連に注目して検討を加えてみたいと思う。

II イギリス労働運動史とクライド争議

イギリス労働運動史上、第1次大戦中の労働運動は、いわゆる伝統的労働組合主義と、これへの挑戦の交錯した時期である。そのなかで展開されたクライド争議は、特殊そのもので、それだけにこれについての評価には、論者によってかなりの相異がみられる。

たとえば、ウェッブ夫妻 (S. and B. Webb) はクライド争議について、それは職業政策を中心とする全国的統一政策に対抗する“rank and file” movement として、従来のクラフト・ユニオンから発展した、新たな組織、機能を見出すことのできる労働組合運動とみる反面、社会主義理念と結合し、暴力革命方法と結びつく上で、これに否定的評価を与える。すなわち、彼はつぎのように論評している。

「過去10年の間に中央執行部に対する不満は、特にクライドにおいていわゆる『平組合員』運動、ただの『組合員証検査係』と徴募役員とから、攻勢的なストライキ指導に発展した職場世話役及び(グラスゴウ Glasgow, シェフィールド Sheffield およびコヴェントリー Coventry における如く)組合全体としての意見にかかわらず、彼等自身の地方的職業政策を積極的に促進する『クライド労働者委員会』“Clyde Workers' Committee”のように新しい組織形態に職場世話役を結束させるに至ったのである⁵⁾と。(傍点引用)

このような評価と異なって、つぎのようにも論述する。

「おもうに1915年及び1918年の間のクライド労働者委員会の攻撃的行動、及び職場世話役運動の出現とそのクライドからのイングランド機械業中心地への蔓延に、労働組合員として主として責任があったのは、社会主義労働党 (Social

5) S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 1920, 荒畑訳, 下巻, 137ページ。

Labour Party) の主動者であった。……それは（指導的位置を占めていた指導者 J. T. Murphy と A. MacManus の思想）労働組合界に統計的に重要たるよりもむしろ——思想にとどまっている⁶⁾といい、「この理念が暴力的な革命方法と結びついている限り、そしてイギリス人が馴れている政治的民主主義に或は消費者の協同組合運動に対してすら余地を残さざる限り、それは責任ある指導者によっても又はまじめな考えの組合員大衆によっても承認されるに至らなかった⁷⁾」と。

このようにウェッブは、クライド機械労働者の運動を、一面 Old Unionism を脱皮するものとしての評価をみせる反面、これが革命運動として、立憲的提案を逸脱する惧れをみとめるとき、否定的評価を示し、そして、つぎのようにこれを総括する。すなわち、「われわれは本書 (Webb, *History of Trade Unionism*, 1920) では労働者階級思想のこの運動が、イギリスの労働組合運動に及ぼした影響に介意しているにとどまり、今はサンディカリズム (Syndicalism) 又は産業別組合主義 (Industrial Unionism) のいかなる完全な評価もなすべき場合ではない⁸⁾」とその結論を回避した。

このようにウェッブの労働運動史においては、クライド争議は結論がさけられているばかりでなくそれほど重視注目もされていない。

労働組合運動に Trade Unionism の基本路線を維持しつつ、Craft Union から Industrial Trade Union への発展を期待していた彼にとっては当然のことでもあった。

これに対し、G. D. H. コールの場合は、クライド争議をはるかに重視する。彼はつぎのように論述している。

「1915年の2月の末に至り、クライドにおける機械工の非公認の大ストライキの勃発が全国民をおどろかした。これは重大な事件であった。何故なら、軍

6) *Ibid.*, p. 659, 荒畑訳, 下巻, 284ページ。

7) *Ibid.*, p. 659, 荒畑訳, 下巻, 285ページ。

8) *Ibid.*, p. 659, 荒畑訳, 下巻, 284ページ。

隊は軍需品欠乏の危機に瀕していたし、クライドは最も大きな武器製造地域の1つだったからである」⁹⁾。

また、「工場運動が、大戦の末期にかけて一そう政治的な臭いを帯びてくるにつれて、その支持者の中には脱落したものも若干あった。そしてその運動が、工場の諸条件をあらためる産業の力として、以前ほど効果的なものでなくなっていったことは疑いもない。それにも拘らず、この運動が効果的なものであった数年間には、それは労働者階級がもっている敏速な自己組織の能力の非常にめざましい実例であったのであり、そして、戦前の左翼運動の顕著な特徴であった労働者の産業管理に対する欲求が具体的な形をとって現われた意義深い運動であった」¹⁰⁾と。(傍点引用者)

ギルド社会主義(Guild Socialism)の理念をもって、産業自治制(Self Government in Industry)を考えた G. D. H. コールにしてみれば、このような評価は当然なされるところであろう。

労働組合主義を批判し、資本の専決的産業管理運営に対して、労働組合が自らの管理要求を運動として具体的に展開したものであれば、クライド争議はイギリス労働組合運動史においては、伝統的組合主義にもとづく運動の軌跡に入らない。独自の意義をもつものである。

クライドのストライキについてヘラルド(*Herald*, March 20, 1915)が「侮辱や脅迫にもかかわらず、当局からの抑圧にもかかわらず、クライドの労働者は革命的労働組合の旗をなびかせた。それ自体意義あることだ」¹¹⁾と評価し、ガランチャー(William Gallacher)が「それは偉大なストライキであった。労働者の忠誠と団結は最高のものであった。工場や地域間および諸地域とセンターとの間の組織とつながりは殆んど完璧であった」¹²⁾とこの運動に関係する機関

9) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working Class Movement*, Vol. III, p. 119, 邦訳, III, 145ページ。

10) *Ibid.*, p. 130, 邦訳, III, 160-161ページ。

11) *The Herald* of March 20, in William Gallacher, *Revolt on the Clyde*, 1936, p. 49.

12) *Ibid.*, p. 48.

紙ならびに主要指導者が自賛するのは別としても、J. B. ジェファリーズ (J. B. Jefferys) も述べるように「争議はクライドに限定されたけれども、その反響は国中に感ぜられ」¹³⁾、運動の組織方式はその後のショップ・ステュアード運動組織のモデルになった¹⁴⁾、という意味においても、独自のものであるとともに注目すべきものである。

とくにクライド労働者の運動が、前述のとおり、「労働者管理」の理念にもとづく、具体的な要求運動であれば、その内容を再検討することは、現代において必要なことと考える。

III クライド争議の概要

イギリス労働組合運動史の上で、異色ともいえるべきクライド争議について、種々の見解、評価がみられるわけであるが、その内容の再検討にあたって、争議の概要¹⁵⁾を後論に必要なかぎりにおいてみておきたい。

周知のとおり、第1次大戦を勝ちとろうとするイギリス国家にとって、戦時中、軍需産業部門での生産力の増大は緊急の課題であり、そのためには、軍需生産部門労働者から協力体制をうることが必須条件であった。

その具体的内容の1つは労働組合からの協力、すなわち従来からの労働組合同規約、慣行の停止、ストライキ権の放棄について 組合と協定に達すること、1つは、第1次大戦に入り、「労働力不足の問題は既に楽観できない状況」¹⁶⁾にあっただけに、労働力不足対策に労働者の協力を得ることであった。とくにこれは軍需産業の中核部門である機械産業で、その努力は特に払われた。その成果は、まず、1914年10月、それまで機械工組合(A. S. E.)が機械工業雇主連合(Engineering Employers' Federation) との間で交渉していた週47労働時間の問題が両者協

13) James B. Jefferys, *The Story of the Engineers*, p. 177.

14) *Ibid.*, p. 177.

15) わが国でクライド争議をとりあげたものとして熊沢誠著「産業史における労働組合機能」；佐野稔著「産業合理化と労働組合」；栗田健著「イギリス労働組合史論」などがあるが、争議の経過については佐野稔著が精細である。

議の結果棚上げとなったことから始まり、同じ10月、A. S. E. は鉄道部門職場の組合員に対するスト指令を撤回し、ついで同年11月には、すでに部分的にあらわれ始めていた労働力不足のための自動機械および婦人労働者の導入配置¹⁷⁾を中央会議で認めた。ここにダイリレーション実施の道が切り拓かれたのである。そして、その12月に前記雇主連合は機械産業の2部門¹⁸⁾で追加労働力の大量補充を実現するため、従来の組合規制を撤回させるべく、労働組合に照会するまでの状況になっていた。

このように機械産業の生産点現場で、雇主側のイニシアティブでダイリレーション導入が策され、これに対し、組合は漸次譲歩を余儀なくされるという過程を通じて、ダイリレーション導入の承認、職務賃金の確立およびストライキ権の放棄を内容とする、いわゆる大蔵省協定 (the Treasure Agreement — 1915年3月19日) が政府と主要組合幹部との間で締結され、戦時労使協力体制が生れることになった。それは、さらに、軍需品法 (the Munition Act) として法的拘束力が賦与されることになる。

このように「第1次大戦勃発以前の数年間に広範な一般大衆が戦闘的精神に燃えた情況」¹⁹⁾は次第に労使協調体制の構築へと傾斜していく過程をたどり、その状況のなかで、軍需産業のもっとも中心地の生産現場であるクライド地域の労働者が独自の運動を展開した。その運動は、上記政府＝使用者＝組合幹部の結合の上につくられた労働組合不在の体制に対する生産点での一般労働大衆からの反抗の運動である。

「クライドの反抗」(Revolt on the Clyde) とは、この意味に解すべきであろう。

ところで、このように戦時の労資城内平和が体制化していくなかで、とくに

16) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working Class Movement*, 邦訳, 145ページ。

17) Armstrong および Elswick ではダイリレーション導入があった。J. B. Jefferys, *The Story of the Engineers*, p. 175.

18) 2部門は砲弾および信管部門 (The Shells and Fuses Section) である。Ibid., p. 175.

19) Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 邦訳, 162ページ。

クライドで反抗が生じたのはなぜなのか。

第1に過激な社会主義思想がこの地域にかなりの影響を及ぼして定着していたことである。「クライド溪谷は数年間グラスゴウとともにイギリス革命プロパガンダの主要中心地の1つであった。それに S. L. P. (Social Labour Party) の要塞であり、I. L. P. (Independent Labour Party) および B. S. P. (British Labour Party) もここで活動的であった。これらの各組織がクライド機械工の間で強力な支持者をもっていた」²⁰⁾のである。

もっとも、これらの社会主義思想が当地域に浸透したのは、当地域の労使関係と無関係ではなかった。すなわち、アメリカの主要ミシン製造企業 Singer がヨーロッパに企業進出し、Kilbowie とともにクライド河畔にも工場を設け、12,000人の労働者を雇用し、そのアメリカ人の経営は、能率増進のためにアメリカの技術方式を導入し、いわゆる科学的労務管理によって賃金の切下げを含む労務統轄のきびしさを確立しようとした。そのため、労働者も Industrial Unionism の支部を設けて対抗し、これが中心となって、1911年賃下げ反対のストライキを行った。ストライキ自体は失敗に終わったが指導者はクライドに残り²¹⁾、その影響力が当地に浸透した事実を無視することはできないからである。

第2に、クライド地域の労働者は運動の組織的条件を具有していた、第1次大戦前、数年間で全階層工場自警委員会 (All-grade's Workshop Vigilance Committee) なるものがかなり広く組織、設立されていて、大戦勃発時にはすでに Workshop Movement の基礎があった。

このような条件の上で、現実の運動を惹起せしめたのは、やはりクライドがイギリス軍需産業のセンター²²⁾であり、前述の労使協力が強く要請されたなかで、それから生ずる企みを生産現場として集中的にうけたことである。夜勤労

20) Branko Pribičević *The Shop Stewards' Movement and Workers' Control*, p. 111.

21) Henry Pelling, *America & the British Left*, p. 100. クライドにとどまったものの若干名はクライド労働者委員会の中でも卓越し、その1人 Arthur MacManus はイギリス共産党の最初の議長となった。

22) Clyde では造船機械工の 85-90% が集中していた。J. B. Jefferys, *The Story of the Engineers*, p. 178. なお 1916年1月29日 *Herald* によれば、Clyde 地域の労働者は25万と算定されている。

働の増大、既有設備の拡大、新規工場建設に伴うダイリジェーション導入問題などが具体的内容となる。

さて、いわゆるクライド争議は1914年末から問題の提起があり、1915—16年にかけて運動は劇的に高まり、1916年3月の敗北に終るという僅かな期間の争議である。

この間争議には3つの時期がある。その第1は、1915年2月の争議である。3年間の賃金協定期間の終了(1915年1月)を目前にして、クライドの機械工は2ペンスの賃金引上げを要求した。これに対し雇主側は時間半ペニー増額の対案を申し出たため(1月19日)、ショップ・スチュアードは1月26日残業時に結集することになった。2月12日組合代表は妥協して、時間 $\frac{3}{4}$ ペンスで受諾するようにと、職場労働者に勧告したが、たまたま雇用されていたアメリカ人との賃金格差の大きい事実を知った職場労働者は、むしろ態度を硬化して一挙的にストライキに入った²³⁾。これにはクライド地域の8企業にわたる9,000人の労働者が参加した。事実上ストライキ委員会である中央労働拒否委員会(Central Withdrawal of Labour Committee)²⁴⁾が形成されたのはこの闘争過程である。労働者は防衛維持と、「戦争遂行」で一致した政府、組合幹部、与論の結合力のため、譲歩を余儀なくされて、結局3月4日に職場に復帰した。それは生産委員会(the Committee on Production)の勧告を受け入れることによって、戦時ボーナスとして時間1ペニー、半熟工は $\frac{3}{4}$ ペニー、出来高払労働者は10%増の賃金引上げを雇主から漸やくちとるものであった。この争議では賃金問題についての成果よりも、ショップ・スチュアードが指導の中心であり、彼らがストライキの指導権と行動に責任をもったことが重要であった。彼らが中心となって前記労働拒否委員会からクライド労働者委員会をつくり、それが戦時中の運動基盤として重要な役割を担う職場組織のモデルとなったことは注目しなければならない²⁵⁾。

23) *Ibid.*, p. 178.

24) 中央労働拒否委員会の設立は1915年夏であった。

25) *Op. cit.*, p. 177.

クライド争議が、本格的にとりくまれたのは、組織防衛を考え、エネルギーを温存することにした前記第1の争議をふまえた上での、1915年末から1916年にかけてのダイリューション導入に関わる闘争である。

さきの大蔵省協定によって、ダイリューション導入は、原則的に組合も承認することであった。したがって、ダイリューション、特に婦人労働者の受入れの条件として、婦人労働者に20シリングの最低賃金を確保することなどの対策をとり、ダイリューションそれ自体に反対していなかった。クライド労働者が問題としたのは、その後のこれに関わる労働政策に問題とされるべき点があったからである。軍需品法の Section VII——経営に労働者の一方的解雇を認め、労働者自身は許可なく職場を去ることはできない——が問題となった。具体的現実的に、1915年10月造船工2名の解雇の事実が現われ、いよいよ大戦時の労働者の地位について労働者は不安を感じないわけにはいかなかった。他方物価上昇とくに家賃の値上げは1915年11月頂点に達した。これらの諸条件の複合した状況のもとで、進行するダイリューションに対し、それを規制するための闘争を、「労働者管理」要求の視点から劇的に展開した。第1期が賃金闘争であれば、第2期はダイリューションの規制から出発した運動であり、前者が「経済領域」のものであったのに対し、後者は「政治領域」に接合した性格のものであった。政府は闘争の真実のニュースを伝えた「Glasgow Ford」を抑圧し、また指導者を弾圧した。このため運動は崩壊し、一応の終結となった。

しかし、最後に1916年3月17日、ふたたびクライドは燃えた。これは指導者カークウッド (Kirkwood) が自分の職場以外を巡回しようとしたところ Beardmore の企業が拒否して、1,000人の労働者が Honitzer の職場でストライキに入ったことから始まる。以後10日間、クライド中の組合員はクライド労働者委員会が再び責任をもつストライキに参加したのである。

しかし、これまた、指導者8人の逮捕²⁶⁾となった。これに憤激したものの、

26) Clyde Workers' Committee の指導者8人は3月24—25日にかけて逮捕されて Edinburgh に送られた。

指導者を失った労働者は、これ以上の逮捕はない旨の政府保障を得て、そしてまた、上部組合執行部が逮捕者の釈放実現のため、当局に圧力をかけるということを了承して、職場に復帰した²⁷⁾。

以上が1914—16年にかけてのクライド争議の経過概要であるが、本稿の課題からいえば、当然第2のダイリューション規制に関わらしめて提起した「労働者管理」の要求闘争を注目したい。それがどのような問題提起の内容をもつものであったか、そしてどのように運動に消化されていったか、などである。

IV クライド争議の思想系譜

クライド労働者が「労働者管理」(Workers' Control)を志向して反抗運動を展開するとき、それは、いわゆる広義のサンジカリズム——産業別組合主義(Industrial Unionism)、サンジカリズム(Syndicalism)およびギルド社会主義(Guild Socialism)の思想的影響を受けるものであるだけに、クライド争議の「労働者管理」要求を検討するにあたっては、これらの社会主義理念のクライド労働者への影響をみておくが必要である。

周知のとおり、産業別組合主義はアメリカ大工業の発展、他方アメリカ労働組合の分裂状況を背景にして、レオン(Daniel Leon)によって提唱され²⁸⁾、イギリスでは、アメリカに移民して、これに接したコノリー(James Connolly)²⁹⁾によって受けつがれたものである。

また、オーストラリア滞在時コノリーから影響をうけたトム・マン(Tom Mann)も一時期(1910年末まで)同じ思想の場に立って活動し、イギリス労働者に影響を与えたことも無視できない。

産業別組合主義の活動組織としては、S. L. P. およびアメリカ I. W. W. をまねて設立した I. W. G. W. (Industrial Workers of Great Britain—1907年設立)が主要なものである。それが主張することは、まさにレオンのイギリス版

27) *Op. cit.*, p. 180.

28) Henry Pelling, *America & the British Left*, p. 98.

29) J. Connolly は1903年アメリカに移民して、I. W. W. が騎士団の後継者であると考えた。

にすぎず、労働者は解放戦で政治的産業別に統一しなければならない。政治面では革命的労働者を S. L. P. に結集し、産業面では革命的組合としての産業別組合に結集すべきであって、政治意識と産業的統一の両者が平行して発展することによってのみ平和的社会革命の実現を労働者は期待することができる³⁰⁾。一定期間、宣伝と教育を労働者の間に浸透させて政治的産業的統一をはかり、その後、決定的段階において、労働者は投票して社会主義政党の掌中に政治権力を帰せしめ、同時に産業別組合が使用者を締めだし、全産業をとる。そして、新たな政治権力の規制は、使用者による国家権力の行使や労働組合破壊を防止し、労働組合が産業を管理するや、労働者の政治的代表制は完成される、というものであった³¹⁾。

この意味において、政治機能は *destructive* であり、産業機能は *constructive, fundamental* なものと考えられて後者を重視した。したがって、新たな社会は産業的段階で組織、構築され、産業別組合によって管理されるものと考えられる。換言すれば、産業別組合は直接産業の管理主体となる。この意味において、既存の労働組合と異なる、社会構成の基礎として、産業社会の管理主体として産業別組合が重視された。それ故、既存の労働組合は破壊されるべきものであり、既存政党＝労働党もまた死滅に値いするものと考え、すべてを強力な産業別組合の形成に努力を集中しようとするものであった。

この観点から、コノリーもいうように、「この産業別組合主義の原理に照らして、あらゆる新たな職場あらゆる工場組織がその旗印のもとで資本家階級の統制からねじりとった砦」³²⁾であると、生産点は位置づけられた。したがって、ショップ・スチュアードの運動は、それが産業組合の建設を日指すものであれば支持し、組合主義者と共同して、単に労働諸条件の改善の闘争に終止する場合は、産業別組合の設立をおくらせるもの、と考えてこれと対立した。

30) Branco Pribičević, *The Shop Stewards' Movement and Workers' Control*, p. 14.

31) *Ibid.*, p. 14.

32) James Connolly, *Industrial Unionism and Constructive Socialism*, in Kea Coases, Anthony Topham (ed.), *Industrial Democracy in Great Britain*, p. 14.

このような産業別組合主義の影響はグラスゴウとエジンバラ (Edinburgh) に強かったが、クライド地域との関係はどうであったか。さきに述べた S. L. P. が特に影響を与えたのはクライドおよびスコットランド産業中心地であって、その S. L. P. の指導者がショップ・スチュアード運動の指導的地位についていた。したがって、彼らが逮捕される1916年までのクライドの「労働者管理」要求闘争に影響力を保ったことは否めない。

しかし、産業別組合主義が独断的且つ極端的性格をもって、組合主義者に対してネガティブな態度をとるものであったため、労働運動に対する影響には限界のあるものであった。

第2の思想系譜はサンジカリズムである。周知のとおり、革命的産業活動によってのみ労働者の解放は可能であり、政治的活動はエネルギーと時間の浪費、という基本的考え方をもつサンジカリズムは、19世紀末フランスで生成したが、Tom Mann によってイギリスに導入された。前述したようにコノリーから産業別組合主義を知り、これを信奉したトム・マンは、1910年フランス、サンジカリスト、ドーマン (Guy Dowman) に会い、アメリカの産業別組合主義よりもフランス、サンジカリズムがイギリスには適応性があると考え、1910年には I. W. W. を批判するようになった³³⁾。これは、イギリスのクラフト・ユニオンの小分立体制から組合の合同体制を確立することの必要があると判断したからである。

それは、産業的団結 (Industrial Solidarity) と直接行動 (Direct Action) の2つを原理とすることについて変りはないが、イギリスの適応形態はフランスの場合のように極端に走らず³⁴⁾、したがって、完全な反政治的方针をとらないで、規定の労働組合体制をふまえた政策をとったことである。すなわち、既存の組合を犠牲にして新しい組合をつくる政策には反対して、組合の全国的合同の政

33) Tom Mann が I. W. W. を批判したのは1910年 July, *Industrial Syndicalist* を発刊し、アメリカ鉄鋼トラストとの闘いを論じた。

34) イギリスでサンジカリズムは現実の労使関係を考えて適応をはかったため、フランス、カンジカリズムやアメリカの産業別組合主義のように純粋ではなかった。

策³⁵⁾を提起した。

イギリスのサンジカリズムで、もっとも注目すべきことは、トム・マンの言明にも知られるように「サンジカリズムは自由な社会の基礎の上で従事している人々によって産業が管理される社会の状況を意味する。それらの人々はいくとも効果的な方法で生活資料の生産と真実の平等で生活資料の分配に協同する。そして、議会と政治はその目的を果たした後、資本主義制度とともになくなるであろう」と強調していることである³⁶⁾。

ところで、イギリスにおけるサンジカリズムは、独自の発展過程をたどるのであって、これが導入された当初(1910年頃)は、生産手段の所有、分配方法ならびに管理組織などの内容的問題にまでふれた問題提起ではなかった(この意味で漠然たるものである)。その後、労働者による生産手段の所有については異見が分れ、1912年になって、労働者は産業の管理者になるべきであって、生産手段を所有すべきではないという考え方に落ちつく。ここに労働者による直接的な産業の管理が強調された。このように「管理」の理念が強調されて現われたが、それにしても未だ十分に組織的な内容をもって展開されるには至らなかった。しかし、この理念にもとづいて、トム・マンはイギリス労働組合を指導して「合同化」をすすめ、「労働者管理」への運動を発展させようとした。

それは、具体的には1910—11年の南ウェルズ(South Wales)での闘争、周知の炭坑「次の手段」(Next Step)の発表、ダブリン(Dublin)の闘争などの運動が継起した。この運動の進行過程で、前述サンジカリズムも自己発展し、「労働者管理」の理念が労働者間に浸透していったとみるべきであろう。

第3の思想系譜は、サンジカリズムのイギリス的に消化されたものといわれるギルド社会主義である。「労働不安と労働者が自分自身の労働条件と仕事の方法の決定にできるだけ多く参加できる方法と手段を見出すという熱望に心動か

35) フランスのサンジカリズムの地域組織を強調したのに対し対照的である。

36) Tom Mann, *The Single Tax to Syndicalism*, p. xv, in Branko Pribičević, *The Shop Stewards' Movement and Workers' Control*, p. 19.

37) Henry Pelling, *America & the British Left*, p. 106.

された新時代の思想家によってフェビアンの国有化提案の批判から生れた³⁷⁾ギルド社会主義の考え方の基調は「労働者階級が政治上の勢力を欲するならば、第1に工場鉱山および農場において経済上の勢力を獲得せねばならぬ。富の資源を所有し、且つ支配する者は、同時に富を生産したる労働を左右し、この労働を左右することによって、彼等は社会の基礎とその政治上の構造とを支配したのである。……労働者をして単に資本主義の害悪を中和することを目的とする政治上の行動並に同盟罷業に金を費すことを止めしめよ。彼等は之を彼等自身を出来るだけ完全に組織し、而して労働の独占に獲得すべき大なる努力の為に消費すべきである」³⁸⁾というものであった。それから、すべての労働者を産業別労働組合に組織すること、組合主義の目的として賃金制度を廃止して全産業資本を国家に委任するという方針がうち出された。換言すれば、「労働者管理の理念にもとづく社会改革の包括的理論」であったとみられた³⁹⁾。

「管理」にかぎって、ギルド社会主義の構想はつぎのようなものである。すなわち、新社会はすべて市民に平等自由、権利を保障する。これは機能的な代議制自治の原理によって作られた社会ではじめて達成される。産業活動は独裁であってはならない。機能原理によって、自治の単位で組織されねばならない(産業自治)。その社会はすべて生産手段をもち、労働者によって管理される。それは全国ギルドに組織される。全国ギルドはあらゆる特定産業に属するすべての労働者からなる——使用者をも含めて——産業別組合によって構成されることになり、そして、そのギルドが最高機関の産業議会 (Guild Congress) に代表権をもつ。管理組織は職場段階から各レベルで民主的に並んで構成する。このようにして民主的管理 (Democratic Control) が職場からのつみ上げ方式によって達成できるという。そのため、組合はコントロールの範囲を拡大して労働独占に至るべきで、したがって共同管理 Joint Control から労働者階級の Sole Control を実現する道すじを考えたのである⁴⁰⁾。この意味で Joint Control が

38) Max Beer, *A History of British Socialism*, 邦訳, 385-386ページ。

39) Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 22.

40) *Ibid.*, p. 22.

重視されるとともに、その実現につながる国有化も必要視された。

このようなギルド社会主義が労働組合間で公式に表明されたのは1913年ホブソン (Hobson) ならびにオレイジ (Orage) が T. U. C. に提起したときである。その後漸次組合の青年層および知識人層に受け入れられて1918—1921年に全盛期となった。その具体的なあらわれとして鉄道労働者によって全国プログラム (National Program) が提起され、T. U. C. もまたこれに賛意を公式に表明するに至った。

それ故、クライド争議の1915—16年は、ギルド社会主義が漸く、急進的労働組合に受け入れられつつある段階であった。

以上広義のサンジカリズムといわれるもののイギリスの3つの流れの基本的理念を中心にみたが、「労働者管理」の視点から、これらを総括すれば、およそつぎのように考えられよう。

産業別組合主義では全社会の基礎は産業別組合であって、それが直接産業の管理主体となるべきであり⁴¹⁾、したがってすべての努力を産業別組合の形成におき、「労働者管理」そのものは、問題提起のみに終り、そのもつ問題の内容的諸側面についての検討はなされなかった。

サンジカリズムも同じように「労働者管理」の理念は表明したが、十分な生産管理を組織的に考える段階に至っていない。産業別組合主義と異って、管理主体には各地域での Trade Council を考えた。

ギルド社会主義は労働組合の規制範囲を拡大を通じて労働独占に至るべきで、国有化はこの労働者の自主的規制力の拡大に結びつけて必要視された。すなわちサンジカリズムが「労働者管理」は労働者階級の Sole Control のみを意味するのは異って、まず Joint Control からの漸次管理強化の途を考えた。

では、これらがクライド争議にどのように入り組んでいたか、そしてどのように流動化したか。

41) 同じ産業別組合主義の立場にあった Tom Mann と Guy Dowman では生産手段の所有の可否について意見が異なっていた。前者はこれを否とし後者は可とした。しかし、管理機関として産業別組合が直接担当すべきであることについては一致していた。

V クライド争議と「労働者管理」

戦時中(第1次大戦)のクライド地方労働者は戦時の組合基本的権利の停止および労働慣行の規制などの状況に直面し、すべてこれらの有害な規制の撤廃の機会を常に擲もうと努力していた。

クライド争議の第1期ともいべき1915年2月闘争は、前述のとおり、賃金闘争に終始し、労働者の管理に対する要求はそのあとのダイリューション規制闘争から具体化する。その意味で炭坑夫や鉄道労働者が夙に国有化要求と結合して「管理」問題の提起を行ってきたのに比べて機械工のそれは、かなり後の段階である。すなわち、1915年にはじめて提起された。

しかし、それは突如として「労働者管理」が要求されたのではない。すでに戦時生産力の拡大のため労使協調体制の一環として、地方兵器委員会(Local Armaments Committees)が設立され⁴²⁾、使用者とともに労働組合代表も参加して、地方段階の生産合同管理の経験をもち、漸次「管理」へのアプローチがあった。A. S. E. も1915年、この地方兵器委員会解散にあたり、これに代るJoint Controlの機関の継続設置を考えるようになっていたのである。

もともと職能別組合は供給制限と職場独占の方策によって自主的に職能を管理するため、非熟練労働者を職場に入れなかった。したがってダイリューションに基本的反対の態度をもつものであった。戦時とはいえ、ダイリューションについて、機械工ははじめ(1915年夏)これに直接反対の政策をもっていたが、そのような反対は国民の多くから非難されることになって再検討し、労働者の利益をまもる必要な条件を政府がいれるならばダイリューション導入に協力する、という極めて組合として現実的な政策に変わった(1915年末)。それは1つは多くの労働組合が戦時中政府、使用者に譲歩したものを戦後取り戻す保障をいかにかちとるかに、もっぱら努力を集中し、いわば労働諸条件の防衛維持的

42) 重要な機械産業中心地では1915年の4-5月に同時的に設立され、the North-East Coast Committee もその1つで New Castle では1915年4月9日設立された。

立場から問題をとりあげたこと、1つはすでに職場はかなりの婦人労働者、非熟練工から構成されていた上でダイリユーシオンを考えねばならなかったからである。

このように一般的対応が考えられたのに対しクライドのショップ・スチュアードは、ダイリユーシオンに対しより積極的な姿勢をもって臨んだ。すなわち、ダイリユーシオンは労働過程を単純化することから前進的なものとみなし、その導入は産業発展の一段階であると、前向きな評価を下した。しかし、重要なことは、この評価と同時に、産業の管理労働者の参加が認められるべきだ、と主張した点である。

労働者の管理参加は、それによってのみ労働者の利益はまもられるが故に本質的に重視されるべきであり、政府、使用者はダイリユーシオンを行なう場合労働者の協力なしには行なえないことから、現実的可能性の運動上の課題として強調された⁴³⁾。

これがクライド労働者委員会の公式見解であるが、ダイリユーシオンの規制と産業管理要求との結びつきについては、委員会の内部で、委員のそれぞれの立場から種々の見解が示された。それらの検討は社会主義理念との関係を明かにするであろう。

委員の1人でかつ、S. L. P. のメンバーであるミューア (J. Muir) はクライド労働者委員会のもっとも代表的見解となるのであるが、ダイリユーシオンの導入に先づ条件付きで考え、これにすべて反対するものでないと、次のような個人的主張を示す。

われわれにダイリユーシオンの導入が労働過程を簡単にし、労働の移動性を増し、生産を増大させるという観点から進歩的なものとしてそれを考える。約言すれば産業発展の直接的方向での一段階である。しかし、これはどこで現在の困難なことが生ずるかが問題である。その進歩的性格は対応する社会発展段階が伴わないならばその社会にとって有害である⁴⁴⁾。

43) Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 113.

44) *The Worker*, January 15th 1916, in Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 114.

ミューアは(1)ダイリレーション導入が単一階級の利益に帰せられるのではなく、全階級のためでなければならないこと。(2)どの層の労働者階級にとっても害があってはならないこと。(3)組織労働者は産業の管理に参加すべきこと。の3条件が充たされてはじめてダイリレーションを認めることにした。このため、つぎのようにも述べている。

政府によってすべての産業および国家的資源がひきつがれなくてはならないし——単に管理されるだけでなく、完全にひきつがれなくてはならない——そして、組織労働者はあらゆる産業の各部門において経営と管理の上で、直接参加し、現在の経営者と同じ権利が与えられねばならない⁴⁵⁾。

第2の見解は同じクライド労働者委員会委員であったが、I. L. P. に所属していたカークウッド (Kirkwood) のものである。彼もダイリレーションを産業発展の一段階として歓迎しながらも、これには労働者の管理を必要条件としてつぎのようにいう。すなわち

このダイリレーション計画は労働者の管理のもとにおこなわれなければならない。もしもわれわれが管理するのでなければ、規制をうけた低賃金労働が導入されるであろうと認める。われわれの要求が容認されるのでなければわれわれはこの計画に死をとしてたたかうであろう⁴⁶⁾。

このように同じ産業別組合主義の立場から、ダイリレーション計画の導入には労働者管理が必要条件であることに一致しながらも、管理参加の現実的形態と範囲について S. L. P. と I. L. P. には相違点があった。しかしさきの公式クライド労働者委員会の見解にみられるように、ミューアのそれが多数派を代表していた。

この産業別組合主義からの「労働者管理要求」の提起とは別にサンジカリズムからの要求もあった。その特徴は産業の労働者による単一管理 (Sole Control) に絶対的性格を賦与した点である。しかし、これは全くの個人的見解の域を越えるものでなく、クライド労働者委員会からの支持をうけ、それを代表するもの

45) *The Worker*, January 8th 1916, in Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 114.

46) *The Worker*, January 8th 1916, in Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 114.

では全然なかった。

クライド労働者委員会内部に、見解の相異が若干みられたにせよ、ダイリューション計画に関わる一致した「労働者管理」の要求に対し政府が拒否の態度をとったことに1915—16年のクライドの反抗が生じた。

クライド労働者の反抗にもかかわらず、政府の指導者逮捕、他方政府の緩和策⁴⁷⁾を契機とする工場委員会相互の分裂、のために運動は後退を余儀なくされた。パークヘッド (Parkhead) でのダイリューション受け入れの個別協定がそれである。ダイリューションに対しては「死をとして闘うべき」だとの見解を示したカークウッド自身がこの協定を結んだ。その内容は熟練工の排他性、職場委員会の権限の狭隘化をいみする以外の何物でもなく、早速批判され、修正案が考えられたが、これまた僅かに管理への直接参加を修辭的に提起したにとどまり、ダイリューション問題と労働者管理との結合は事実上失われた。かくして、職場生産点での検討は概ねダイリューション導入に伴う職場慣行の変更に関する諸条件となり、組合次元の問題に限定されるようになった。

かくして、産業別組合主義ならびにサンジカリズム運動の基礎として考えられていた職場委員会はつぎのように位置づけられて性格を変えた。すなわち、まず「職場委員会は生産に完全な責任権限を賦与されるべきで、使用者と労働者の間の契約の唯一つ媒介であるべきである」⁴⁸⁾とし、その機能について、「労働者の職場委員会はダイリューション計画の实际的展開から生ずる問題点の運営に関して——個々の当該労働者とその職長との間で解決できなかったこと——形成されるべきである……」それは、全階層よりなる職場労働者の職場作業条件を組織的に管理しようとするもので、その内容は、(1)職場の諸条件の管理をたえず増大確保する。(2)労働者が雇用されている条件を規制する。(3)労働者を1つの階級基礎に組織し、賃金制度を転覆し、労働者の自由と産業民主主

47) 重要地域にダイリューションの導入をはかるため Dilution Committee を設け、組合幹部をこれに参加させて、ショップ・スチュワードとの分離をはかった。

48) a Draft of a Scheme of Control in the Engineering and Shipbuilding Industry, in Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 122.

義の確立が達成されるまで階級闘争を組織する。」⁵⁰⁾というものであった。

このように団体契約の生産点での規制するものとして職場委員会を考え、そこでの労働者の管理機能を拡大させて、まさに現実の組合機能の拡大をふまえて、社会主義革命へ漸進的に結合させようとするもので、ギルド社会主義からの問題提起とみななければならない。

以上、クライド争議は僅かの期間の反抗運動であったが、その運動展開のなかで提起された「労働者管理」は当時の社会主義理念と反映し、漸次現実の組合運動に消化されるものと流動していった。

VI む す び

クライドでのダイリユーシヨンの導入に関わる「労働者管理」要求は、上述のように広義のサンジカリズムの影響をうけ、従来のクラフト・マン (Craft-man) のクラフト (Craft) の管理から全階層の労働者による産業の管理参加という積極的要求に発展させたものであった。しかし、産業別組合主義にしても、サンジカリズムにしても、ダイリユーシヨンの規制管理と産業管理要求を、いわば短絡する傾向にあったことは否定できない。それだけにこれらの社会主義思想がイギリスの適応に苦慮したとはいえ、尚かつイギリスの労働組合主義との背離は、その運動の現実的發展を妨げるものがあつた。

この試行錯誤期を媒介としてギルド社会主義にもとづく問題提起となった。このいみにおいてクライド争議の「労働者管理」要求はその内容においても、短期間のうちに甚だ流動性に富むものであった。その発展は、労働運動としての「労働者管理」要求は、たとえ社会主義理念を基礎とするにせよ、職場レベルから職場の労働生活条件に密着して提起されなければならないかぎり、有効性を得ることはできないということである。

クライド争議は、その後の後退があつたにせよ、「労働者管理」を職場にも

49) *History of the Ministry of Munitions*, Vol. IV, Part IV, in Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 123.

50) *Constitution of the Clyde Workers Committee*, in Branko Pribičević, *op. cit.*, p. 124.

ちこんだものとしての先駆的意義をもつものである。しかしそれと全的に社会主義運動の基礎としての「職場」と組合運動の基礎としての「職場」との関係は極めて重要であるがまた極めて難しい問題であることを教示するものであった。